

Client Alert

15 July 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com

シンガポール：電子オンラインシステム (EOS) ／その他の提出方法に関する規則の 発行

概要

シンガポール知的財産庁 (IPOS) は、電子オンラインシステム (EOS) に関する「2025 IPOS Digital Hub 実施令第 1 号 (以下、「実施令」)」を発行した。本実施令は、特許、商標、登録意匠、植物品種、地理的表示を出願・登録する際の実施細則を規定したもので、特許法規則に基づく書面の補正・修正に関する要件なども規定している。

詳細

シンガポールでは、2022 年から IPOS Digital Hub という電子システムが採用されており、特許、商標、登録意匠、植物品種保護、地理的表示などの知的財産権の電子出願をサポートしている。

今回の実施令は、2022 年知的財産 (提出および情報サービス) 規則第 6 条第 1 項に基づき発行され、2025 年 8 月 27 日から適用される予定である。

実施令は、電子オンラインシステムおよびその他の方法 (対面または郵送など) による書面提出に関する手順と要件が記載されており、文書形式と提出に関する仕様も含まれている。具体的には、以下の基準・規則が提供されている。

- 特許関連の文書の補正や訂正を求める際に従うべき手順
- 登録意匠に関する画像の鮮明度、ファイル形式、および権利不要求の方法 (例：破線、陰影、ぼかし) に関する基準
- 商標および地理的表示に関する、画像品質、画像サイズに関する基準

2025 年 IPOS デジタルハブ実施令第 1 号の全文は [こちら](#)。

重要なポイント

知的財産の出願人は、シンガポールにおいて電子オンラインシステム等を利用する際は、できるだけ庁からのオフィスアクション (拒絶理由通知等) を避けるため、最新の提出プロトコルに注意を払う必要がある。